

箱根町景観施策推進会議第9回会議 次第

日時：平成23年7月28日（木）

14：30分から16：00まで（予定）

場所：分庁舎4階 第6会議室

1 あいさつ

2 議題

公共サインの定義、定めるべき基準について

議題1 公共サインの定義、定めるべき基準について

ガイドライン策定時に定めるべき事項及び会議時に出た意見...資料1

公共サインの定義...資料2

現行の公共サインの表示デザインについて...資料3

公共サインガイドラインのスケジュールについて...資料4

景観まちづくりアドバイザー等による講義資料(4回分)...参考

日 時	平成 23 年 7 月 28 日(木) 午後 2 時 30 分から 4 時 00 分まで	場 所	分庁舎 4 階 第 6 会議室
出席者	会議メンバー：7 名(1 名代理出席) 都市整備課：竹村主事、勝又		
議題、会議概要等			
1 公共サインの定義、定めるべき基準について			
<p>平成 23 年度から景観施策推進会議のメンバーが大幅に入れ替わったこともあり、ここで今一度、公共サインガイドラインのスケジュールについて資料 4 に沿って、再調整を図った。</p> <p>その後、公共サインの定義、定めるべき基準について議論した。</p> <p><協議結果></p> <p>今年度中にガイドラインを策定する。</p> <p>必要に応じて会議数の増加を検討する。</p> <p>作成したガイドラインは、町だけで運用するのではなく観光協会、公共交通機関や自治会など、公共的な看板を設置する団体へも呼びかけるようにする。</p> <p>注意喚起看板は、案内看板や誘導看板と違う性質を持っているので、色彩についてはある程度目立つ色を使用できるように定める。</p> <p>ガイドラインを策定するにあたり、漠然としすぎているのである程度、どのような物を作るか示してほしい。 他市町村のガイドラインを参考に呈覧したもの</p> <p>会議終了時に、いくつかの市町村のガイドラインを参考にメンバーへ送付したもの。</p> <p>町が掲出している公共サインでも、屋外広告物的なものがある。そのようなものについては、ガイドラインの中で別の取り扱いにするという表記を定める。</p> <p>湯本や仙石原といった地域に合わせてガイドラインを定められる項目については別々に定める。</p> <p>例えば、自然公園法の普通地域と特別地域で線引きするなど...</p> <p>注意喚起系のサインについては、ガイドラインの中で、他のサインと色彩の違いについて断わりを入れておく。</p> <p>サインに対し定義づけた 5 つの定義それぞれに定める項目と、共通して定める項目を決める。</p> <p>次回の会議までに、事務局がガイドラインの素案を作ってメンバーへ示すようにする。内容については、今まで会議で出た意見と、景観推進班としての考え方を入れたもので用意することとした。</p>			
< 各議題の詳細については、別紙のとおり >			

箱根町景観施策推進会議 第9回会議 会議録

斜め文は事務局

<p>議題</p>	<p>(1) 公共サインの定義、定めるべき基準について</p>
<p>事務局からの説明 (竹村主事) 資料4 (勝又主任主事) 資料1</p>	<p>平成23年度から景観施策推進会議のメンバーが大幅に入れ替わったこともあり、ここで今一度、公共サインガイドラインのスケジュールについて資料4に沿って、再調整を図った。 資料1の定めるべき事項を事務局が一通り説明し、内容について議論した。</p>
<p>協議</p>	<p>平成23年度から景観施策推進会議のメンバーが大幅に入れ替わったこともあり、ここで今一度、公共サインガイドラインのスケジュールについて再調整を図りたいと考えています。 今まで公共サインガイドラインについて、様々なことについて話し合ってきました。公共サインの設置状況調査や、専門家を呼んでの講義の受講などを行ってきました。もちろん、そのようなことについては新しいメンバーの方は、前任者から引き継がれているとはおもいますが、メンバーが変わったこともあり再度じっくり考えていきたいと思えます。 それを踏まえて、策定期間ですが昨年度の時点では平成23年度9月を予定していましたが、ガイドラインを策定する上で十分に議論を重ねていきたいと思ひ、平成23年度中に策定するというところで会議を進めていくと考えています。その過程といたしまして、学と連携したり、景観まちづくりアドバイザーや一般の方の意見を取り入れたり、もちろん庁内に意見照会しようとも考えています。できれば民間との連携等も取っていききたいと思ひます。具体的にどのような流れで進めていくのか、景観施策推進会議はどのように係わってくるのかというのは、今までの話し合いでコンセプトは決まっていますが、細かい基準については決まっていないので、今回と次回の会議で2回議論を重ねていただき定めるべき基準の詳細について決めていきたいと思ひます。その後の会議で素案を策定いただき、意見紹介等を行いガイドラインの策定へ向け詰めていき、来年の頭位には策定できれば良いと考えているのですが、何かご質問ご意見等ありませんでしょうか。 (学校教育課) 質問ですが、既に掲出されている公共サインでガイドラインに沿っていないものは、立て替えたり設置替えしたりするのでしょうか。</p>

ガイドラインを策定するなかで、メンテナンスに関する項目も入れたいと考えています。今まで話し合ってきた中の定めるべき事項に「維持管理」という項目も含まれています。維持管理の中で、どのようにするかを決めていくことになるのですが、事務局の案としては、今すぐに取り替えるというのは、それぞれ予算もあり、むずかしいと思われるので新しく設置するのではなく、設置状況が悪くなり立て替えたりする時に、ガイドラインに沿ったものを設置していくというやり方が一番良いのではないかと思います。今、学校教育課から意見がでたように、そのような意見によって維持管理についてもどのような指針にするかを決めていきたいと考えています。

(環境課)

今回が第9回の会議ですが、スケジュールによると次の会議くらいでガイドラインの素案に近いものを作るという形になっていますが、そうすると次の会議までの間にもう少し日程調整をして、会議を行わないと厳しい感じがします。次の会議で素案を作ったら、その次の会議で学校関係などに意見照会するという流れになっているので、議論をすと言っている割には、時間が少ないのではないかと思います。

例えば、このようにメンバーが集まって会議をするのが難しいようであれば、メールなどでの照会で意見交換する機会を作るなど...その点については、事務局としての考えはいかがでしょうか。

見る人によってとらえ方の違う公共サインについては、何が一番良いか答えがないと思います。ですので、ある程度の議論を重ねたら話をどんどん進めなければ、いつまで経ってもガイドラインを策定できないと思います。ですので、次の会議まで議論して、その次の会議くらいには、粗削りでもいいから素案が作れたら良いと考えています。

確かに議論する時間が短いとは十分承知しており、今、環境課から頂いた意見は、もっともだと思えます。そこで皆様には、事務局である景観推進班では、公共サインを掲出する事業はありませんが、ガイドラインを策定する立場であります。皆さんの部署では、注意喚起や誘導目的で様々な公共サインを掲出されています。だから、この会議でより多く皆さんの意見が欲しいと言うのが一つ、あともう一つ、メンバーの方々にご協力いただきたいのが、昨年度の会議から会議結果を送付すると共

にそれに対して意見照会をしています。これは、メンバーの所管課のみならず全課に紹介しています。そこでも、やはり意見が欲しいです。議論する時間がないというのであれば、その機会に何か意見を各課で取りまとめていただき、回答していただきたいです。その2点をお願いしたいです。

それぞれの課から、こういう風な公共サインを掲出したいという意見を踏まえて作ったガイドラインが、結果として活用されずにそれに沿ってサインを掲出できない...ということが、あってはならないと思います。

目標として、今年度中にガイドラインを策定するとなっているので、上手くまとまらないようであれば、皆さんには負担になりますが会議の回数を増やす...ということは考えています。

(上下水道温泉課)

この4月からメンバーとして参加させていただいていますが、私も含め職員の多くが、まだ公共サインというものがどのようなものか、漠然としていてイメージがつかめていない状況だと思います。具体的に、写真などで「公共サインをこのように変えていきます」といった、凡例を提示していただければ、もっとイメージが湧いてくるのではないかと思います。

例えば「教育委員会はこのサイン、観光課ならこのサイン、もちろん上下水道温泉課ならこのサイン」といったように、公共サインを一つ例に挙げて「こんな感じに公共サインの整備を考えています」そのようなものが示されれば、先ほど話に出ました、各課へ意見照会された時にも、それぞれの課から意見が出やすいのではないかと思います。

凡例とまではいかないと思いますが、今日用意した資料の中にガイドラインの策定にあたり、どのような事項を決めるのか、又、その項目ごとに今までの会議で出た意見をまとめていますので、後で説明する時に少しでもイメージが膨らんでいただければと思っています。

各課へ意見照会する時に、このような資料も付けて紹介できるように、事務局で調整したいと思います。

(環境課)

ちなみに、景観条例を定めている他の市町村で公共サインガイドラインのようなものを定めている事例はあるのでしょうか。

あります。横浜市、倉敷市や旭川市などが定めています。町村では、調べた限りないです。

(生涯学習課)

今、倉敷市と出ましたが、同じ観光的な市町村として、そのような自治体のガイドラインを参考にしていくのが良いのかと思います。メンバーにもそういったものを参考として見てもらった方が良いのではないのでしょうか。

倉敷市のガイドラインについては、景観まちづくりアドバイザーの田邊さんに、倉敷市のガイドラインについて説明をいただいています。倉敷市のガイドラインのデータを田邊さんからいただいています。容量が多すぎるので概要を本日の資料に添付させていただきました。

もちろん、そのようなガイドラインを参考にしていきたいという考えはあります。

個人的な意見として、倉敷市のガイドラインの中で良いと思った部分は、基本的に、ガイドラインはその市町村だけで運用していくものが多いのですが、倉敷市のガイドラインは、民間事業者や観光協会などへ働き掛けていくという文言が入っているところ。その点は、箱根町でも取り入れていきたいと思えます。

箱根町では屋外広告物は法令として取り扱っていませんので自然公園法及び神奈川県屋外広告物条例にその事務を委ねています。今後、景観条例を施行した景観行政団体として、屋外広告物についても町で取り扱えるようにしていかなければならないと考えています。それを考えていく上で、町が掲出している公共サインについては、屋外広告物と同様に屋外に掲出しているものです。それについて、景観に配慮したものにしていくという考え方でガイドラインを策定するという事になっています。ガイドラインを作るからには、誘導看板や案内看板であれば回遊性を高めるものにしなければならないし、先ほど学校教育課から意見がありましたように、その後の維持管理も考えていかなければならないし、色覚バリアフリーの方にも対応していかなければいけない...色々なことを考えていかなければならないので、それらについても今後、話し合えたらと思っています。

町が先導的に景観へ配慮する...景観へ配慮した上でどれくらい分かりやすい公共サインができるのか...ということを実証していきたいです。環境省へ確認しましたが、町などが公共のものとして掲出するサインについては、色は自由だと伺っています。

しかし自由だからと言って、様々な色を使っていたら、民間の事業者に示しがつきません。ですから、人の生命や財産を守るような注意喚起看板だけ、ある程度目立つ色を使っていく、その“ある程度目立つ”という線引きをどれくらいにするか、逆に案内や誘導看板のようなサインは、ある程度色のトーンをここまで下げても分かりやすいだろう...ということをお場で話し合っていきたいです。

(上下水道温泉課)

今、話のありました色彩の関係なのですが、これから具体的に決めていくにあたり、例えば「緑の何号までは認めるが緑の何号からは派手すぎるので認めない」といったような、詳細についてまで決めていくのでしょうか。

その可能性もあります。例えば、誘導看板ですが「こっちですよ、あっちですよ...」と目的地に誘導しているのに、それぞれサインの色や形が違ったら、分かりにくいものになってしまいますので、そのようなものについては、色などを統一していくのが良いと思います。ただ、注意喚起などのサインは、今までの掲出事例にもありますように、課によっては派手な色やイラストなどを使って掲出されています。それらについては、そこまで色を指定する必要はないと考えます。以上を含め、色を指定するかしないかは、看板の質により変えれば良いと思いますが、そのようなことについても皆さんと話し合っていきたいです。

大都市のガイドラインだとそれなりにボリュームもあり、横浜市などは見る距離によって文字のフォントサイズを定めるなど、かなり詳細に決めています。

(学校教育課)

景観条例の届出でいう建築物や工作物は、マンセル数値を基準に色の基準を定めています。看板などではマンセル数値のような基準はないのでしょうか。

看板などの屋外広告物については、町では法令を持っていないので、その基準はありません。自然公園法の話をする、法では茶・緑・白・黒の4色のうち3色とは言っていますが、マンセル数値の基準は持っていないということです。同じことの繰り返しですが、公共サインの質によってマンセル数値を用いて細かく決めるかどうかといったことも、話し合いで決めていきたいです。

(学校教育課)

環境省に準じてガイドラインを策定しなくていいのでしょうか。

基本的には、コンプライアンスが重要ですので、それを踏まえ
た上で注意喚起の看板を作ると、赤や黄などの警戒色が使えない
ですよね。行政としても、それにより最低限の注意が図れずに公
共サインの役割を果たせなかった...それでは問題があります。先
ほど言ったとおり「公共団体が掲出するものについては適応除外
できる」ということですので、その点の色彩基準についても話し
合っていきたいと思います。

(財務課)

昨年1年間、本会議のメンバーとして公共サインについて話し
合いに参加させてもらいました、正直、どういうものか見えてき
ません...。倉敷市のガイドラインの概要の中に「30ページ参照」
などの文言があるから、それくらいのボリュームはあると思うの
ですが、例えば条例や要綱の第1条第1号は何々...のように作っ
ていくのでしょうか。

条例ではなく、計画・指針を作るものと考えています。

(財務課)

他のメンバーの皆さんもそう思われているでしょうが、この倉
敷市のガイドラインを一度見させてもらったほうがいいのでは
ないでしょうか。他の市町村と同じにしてしまうのは良くないで
すが、何か一つ見本になるものがないと、項目を挙げていくにも
挙げられません。事務局では「大まかな構成はこのようにして、
“これ”と“これ”と“これ”を項目に入れてそれぞれを定め
ましょう」といったものを持っていない状況ではないでしょ
うか。ただ、今まで話し合った内容を整理した箇条書きの状態だ
と思います。今、その段階というのはガイドライン策定の目標の日
程に対し、かなり遅れているのではないのでしょうか。ある程度項
目を決めて、それについて議論するという段階なのではないかと
思います。なので、その形がある程度見えないと、話に進展がな
いとおもいます。事務局まかせで申し訳ないのですが、ある程度、
ガイドラインの柱を作ってもらい、それについてどのような項目
を明記すべきかを議論するように進行していただきたいです。

では、その件に関しては資料 1 に沿ってお話したいと思いません。定めるべき基準を項目ごとに示しています。これは、他の市町村のガイドラインなどを参考に、箱根町として必須項目を選択して選びました。今までの会議で議論され、それぞれの項目に対して出た意見等も記入してあります。資料に沿って話し合いをしていただき、それぞれの項目について、どのようにするか決まれば、ガイドラインはある程度完成したといえると思います。

本日、これに沿って話し合っていていただき、ある程度骨組みを決めていきたいと考えています。

議論する前に、事務局手持ち資料の各市のガイドラインをメンバーに目を通してもらう

(財務課)

横浜市のガイドラインを今見させてもらいましたが、イメージは公共サインの説明書ですね。ガイドラインや計画と聞くと硬い感じがしていましたが、「文字はこの書体を使用しなさい」「色はこの色を使用しなさい」というふうに...看板を作る説明書という感じを持ちました。

ご覧のとおり、各自治体によってガイドラインの内容は違います。観光的な市だったり、都市的な市であったり...箱根町も観光地として特有な町なので、他の市町村に合わせる必要は全くないと思います。

他市のガイドラインを少しご覧になっていただいた上で、資料 1 について話し合っていきたいと思いますが、先ほどから話されているように、皆さん未だガイドラインのイメージがつかめていないようですので、この資料を一緒に目をおしながら、議論できる部分についてはしていただき、そうでない部分については、後ほど送付する各市のガイドラインを見ていただきイメージを持ってから、次回の会議で煮詰められれば良いと思います。

資料 1 に沿って説明

「1 ガイドラインの対象とすべき公共サイン」についてですが、これについては、どこのガイドラインでも冒頭に記載されている項目なのですが、一般的に書かれているのは、道路標識などは道路交通法で決まってしまうのでガイドラインからは外す...といった話です。後、有ったり無かったりするのが、町が

掲出するもの全てということなのですけれども、注意喚起の看板などはガイドラインの中に入れていない...というケースもあつたりします。事務局としては、町が掲出しているものについては全て対象として扱っていきたいと思っています。資料2に公共サインの定義ということで、5項目示しています。この定義は、今までの会議で定めてきたもので、町の公共サインはこの5項目のいずれかに分類できます。先ほど話したとおり、ガイドラインの対象とすべき公共サインは、町の掲出するこの5項目すべての看板だと思ってください。

(観光課)

対象とする公共サインとは、町が掲出する看板すべてということですが、公共交通機関の標識類、自治会や観光協会が掲出する誘導看板などは、町が掲出はしていませんが、町が掲出している案内・誘導看板などと同じ役割を果たしており、公共サインと言えるのではないのでしょうか。将来的にはガイドラインと同じような基準で運用していかねばならないのではないのでしょうか。

逆に、町が設置するものでも、公共サインに該当しないものもあるのではないのでしょうか。例えば、さくら館の喫茶店や史跡などの観光施設は、営業看板であって公共サインとは違うのではないのでしょうか。以前、この会議での講義で話がありました「公共サインと屋外広告物は別に扱う」ということです。町が掲出したものだからと言って、それらに対しても基準を設けるのはおかしいのではないのでしょうか。

町以外が掲出する公共的なサインについても、ガイドラインの活用として、町だけでなく自治会や観光協会、公共交通機関などにも協力を呼び掛けていくという文言は、方針の中に掲げていきたいです。

また、今お話のありましたように、町が掲出しているものであっても公共サインというよりは屋外広告物的なものがあります。そのようなものについては、ガイドラインの中で別の取り扱いにするという表記をしていきたいと考えます。

(生涯学習課)

今の話の中で出た観光協会や自治会、公共交通機関などもそうですが、例えば、大涌谷付近の誘導看板などは、神奈川県が掲出しているものがほとんどです。また、あまり数は有りませんが、国が掲出しているものもありますので、その点も含め呼び掛けて

いかなければならないと思います。そうすれば直ぐには変わらないでしょうけど、次にサインを変える時にガイドラインに沿ったものにしてくれるのではないのでしょうか。

町がガイドラインを策定することにより、国や県、公共交通機関や自治会などに同調してもらい、同じようなサインを作ってもらえるのも目的の一つだと思います。

(環境課)

確認しておきたいのですが、先ほど見本で見ました他の自治体のガイドラインは、都市計画や都市づくり、街づくりの景観に関しての基準がほとんど書かれているように感じました。箱根町の目指すところは、自然の景観を守るために「適切な公共サインはこの様なものですよ」といったところを決めていくことで良いのですよね。

そうですね。以前の会議で決めていますコンセプトの中の「町の自然景観に配慮する」という点が入っています。

今、他の自治体のガイドラインを見てもらった中であつたと思うのですが、都市部の公共サインですと、大きい看板があり、誘導の矢印もたくさん付いているようなサインがイメージされますが、そのような物を作ろうとは考えていません。なるべく景観に配慮するために表示面積を小さくし、色彩も派手なものは使いたくありません...それはコンセプトに掲げているとおりです。しかし、見にくかったり、分かりづらくても良くないので、そこが難しいところだと思います。

(生涯学習課)

逆に、湯本駅周辺のサインと芦ノ湖畔や山の中にあるサインを同じ基準で作ってしまってもおかしくなってしまう。少しはそこを区別しなければならないと思います。

今、話したように景観に配慮したサインだと、湯本のまちなみでは目立たないということでしょうか。

(生涯学習課)

そうです。逆に湯本のサインを芦ノ湖や山の中に置いてしまうと、自然と調和しないと思います。観光客の方がやってきて、町の入り口で見る看板と、山の中を散策などして進んでいった中で

見る看板を統一するのは難しいのではないのでしょうか。

(財務課)

今、生涯学習課から出た意見に賛成です。他の市町村のガイドラインをすべて見ていないので分かりませんが、サインというものは1つの形で統一されているのでしょうか。横浜市でしたら、全般的に街というイメージですが、箱根でしたら湯本の辺りは街のイメージであっても、芦ノ湖の辺りに行けば全然違うし、また、関所の辺りも全く違う良い部分があるので、それぞれに基準があっても良いのではないのでしょうか。地域の区分けなど難しいかもしれませんが、基準が1つではガイドラインで基準を設けるのが難しいと思います。

その点も決めていく内容の一つだと思います。例えばですが自然公園法でいうところの普通地域と特別地域で、基準の区分けをするのも良いかもしれません。普通地域は比較的、住宅が立ち並んでいるような地域で、特別地域は風致を維持するような地域です。

(環境課)

やはり、地域ごとでサインの基準を変えたほうが良いと思います。例えば、ガイドラインで統一のサインを作ってしまうと、街中では違和感がないサインでも関所の江戸時代を再現した通りに設置したら逆に、景観を阻害しているということは明らかに言えることであって、その辺の線引きは必要だと思います。ある程度、自由をもってできるようにした方がよいと思います。

基本的に、関所通りなどには公共サインを必要以上に掲出しなくても良いと考えます。足りない情報は、パンフレットやそれにQRコードを記載するなどで補完するやり方で良いのではないのでしょうか。それと同じことなのですが、遊歩道やハイキングコースなどにも公共サインは必要最小限の掲出で良いと思います。関所に来る人、山や湖に来る人は、それぞれ関所や山を見たいのであって、それを阻害する公共サインは極力少なくしていきたいです。

(財務課)

また話が戻ってしまうのですが、先ほど説明された中に「注意

喚起のサインについて、安全が優先されるようなものについても、景観の観点からどのように配慮していくか」という意見がありました。ガイドラインの定めるべき事項に注意喚起看板が入っているということで良いのですよね。あくまでも、これは意見であって、ガイドラインには使いませんよね。注意喚起や生命に係るようなものであっても対象という結論ですか。

そうです。対象であって、それに対して話し合っていきたいです。今、指摘のあった意見に対して、事務局の意見を出していないのは申し訳ありませんが、事務局の案といたしましては、注意喚起系のサインについては、他のサインと色彩の違いについて断わりを入れておくべきだと思います。今までに、それぞれのサインに対し定義づけしました。その定義ごとに方向性を定めたほうが良いと思っています。

(財務課)

それならば話は分かりました。一概に注意喚起看板なども全部同じ基準にしてしまったら元も子もないと思ったので意見させていただきました。

そこで、ご意見を伺いたいのは、上下水道温泉課の場合「水源に入ってはけません」や「施設内に入らないでください」といったサインがありますが、そういったものに対しては、やはり目立たせたい...というお考えですよね。

(上下水道温泉課)

そうですね。上下水道温泉課で掲出している「水道施設に立ち入らないようにしてください」といったように、すごく柔らかい表現のサインなのです。例えば、30年前だったら「立入禁止」の4文字だったのかもしれませんが、現在では「ここは水道施設です。みなさんの安全を守るため立ち入らないでください」みたいに柔らかい感じになっています。

イラストなどが入って、柔らかく馴染みやすい感じになっていますが、この中にも赤などの色が使われていますが、やはり使っていきたいということですよね。

(上下水道温泉課)

そうですね。ここからは入って欲しくないというのを強調したいです。

赤字にするところは、やはり一番協調したいところだと思います。逆にその文言だけで十分に内容を伝えられないでしょうか。しかし、難しいところで何故入ってはいけないか...という趣旨も盛り込みたくなります。

(上下水道温泉課)

掲出時にイラストを入れた理由としては、注意看板を和ませ、そういった雰囲気です。「ここには入っては駄目です」ということを伝えたかったのだと思います。様々な思惑がこの看板には入っており、単純に立入禁止という意味ではないと思います。

注意喚起看板であったら注意を促す文言が主であって、他の掲出事項は極力表示しない...などのことをガイドラインで定めていきたいです。

(環境課)

ガイドラインの書き方一つで、受け取り方が変わってくると思います。例えば「フォントは何ポイント～何ポイントの大きさにする」と細かく説明するガイドラインと「フォントは ポイントを目安にする」のように、優しく説明するガイドラインとでは受け取り方も全く変わってくるし、議論の内容も変わってくると思います。そこで今現在、事務局がどこまで考えているのか、どのようなガイドラインを目指しているのか...策定まで時間がない中で、一つ一つ決めていたら、皆さんが頭の中でイメージしているものは人それぞれ違いまとまらないと思うので、ガイドラインの素案を示してほしいです。

わかりました。次回の会議までには、ガイドラインの素案を作って皆さんにご覧いただけるようにします。それについては、今まで会議で出ました意見と、事務局としての考え方を入れたものを用意しお示ししたいと思います。また、それについての意見を各課に照会するようにしますので、よろしくをお願いします。

(企画課)

今回、事務局で用意された資料1にあるような枠組みで、叩き

台を作られるのでしょうか。分かり易さで言ったら、性質の違う5つの定義がありますが、項目によっては共通して定める部分はまとめて定めて、その逆に、その定義ごとに定める部分については、個々に定める項目を別々にしたほうが分かり易いと思います。ガイドラインなので、できるだけ分かり易くしたほうが良いと思います。

公共サインは、不特定多数の人々へ掲出するものであるので、すべてのサインについては、「書体については新ゴシック体をベースにする」と定める...、逆に色については、それぞれの定義ごとに定める必要があると思います。案内看板であれば「この色とこの色とこの色を組み合わせる」ということや、注意喚起看板であれば「赤など派手な色を使ってもよい」といったことを定めていくということですね。それも含めて分かり易いガイドラインを作りたいと思います。

(財務課)

我々が、看板を作る時にガイドラインを見て分かり易いように作らないと意味がありません。

ガイドラインを活用する側が見たときに、分かり易い、使いやすいものにしていきたいと思います。

これまで出た意見の中で、観光課に1つお伺いしたいことがあります。言語数を減らし、ピクトグラムを活用していくという意見が出ていたのですが、逆に、観光課としては多言語表記にしたほうが、分かり易いのではないかという考えはありますか。

(観光課)

一応、多言語表記を活用しようと考えていますが、逆にガイドラインで外国語表記は日本語と英語の2ヶ国語にする...と、示していただければ、使わない方向で検討することもありうると思います。

我々としては、できる限り掲出する項目は少なくしたいと考えています。しかし、2ヶ国語では外国人観光客が分かり辛いという事例を観光課のほうで示されるのであれば、考え直さなければいけないのではないかと思います。

(観光課)

観光課としても、色々なところから情報を得ているだけであって、実際に外国人観光客が多言語表記でないと駄目なのかということは聞いてはいません。多言語表記にしたほうが良いという要望を受けて、そのように話を進めているだけでデータがあり、その方針にしている訳ではないので、ガイドラインなどで2ヶ国語表記が原則と示してもらえれば、それが根拠になるので、そのように対応していくことはできると思います。

(財務課)

今、話をされたように、ある程度拘束力のあるものを作っていくということですね。

(観光課)

熱海市と湯河原町と箱根町で外国人観光客の受入れについて検討している「訪日外国人旅行者受入環境整備」の中で、調査したりアンケートを取ったりして、最終的にモデルとなる案内看板を設置して、外国人観光客がどのような看板を望んでいるか結果が出れば成功だと思います。

今話された事業は「新しいスタイルの情報発信型看板を作成し、その実験結果を検証していくという事業」であり、明日3市町で話合いがあるので、その中で、我々としてはピクトグラムと2ヶ国語表記で十分に案内できるかどうかを検証したいと、意見として発言したいと思っています。

実際に、箱根町でその案内板を掲出していくという話になれば、それをモデル的に、この会議に取り上げて話していきたいと思っています。

最後に、公共サインガイドラインについては、次回会議までに事務局にて素案を用意させてもらいます。その時に、それについて議論したいと思いますので、よろしくお願いします。